志布志市いじめの防止等に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条-第9条)
- 第2章 いじめ防止基本方針(第10条・第11条)
- 第3章 いじめの防止等のための対策
 - 第1節 いじめの防止 (第12条―第18条)
 - 第2節 いじめの早期発見(第19条)
 - 第3節 いじめへの対処 (第20条-第22条)
- 第4章 重大事態への対処(第23条)
- 第5章 情報の提供(第24条)
- 第6章 総合教育会議における協議(第25条)
- 第7章 附属機関
 - 第1節 志布志市いじめ問題対策連絡協議会(第26条―第32条)
 - 第2節 志布志市いじめ問題専門委員会(第33条―第38条)
 - 第3節 志布志市いじめ問題調査委員会(第39条―第42条)
- 第8章 雑則 (第43条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、 市、保護者、地域住民その他の主体の責務を明らかにするとともに、いじめ の防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止 等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
 - (2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
 - (3) 学校 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する小学校、中学校及び高等学校をいう。

- (4) 児童生徒 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(基本理念)

- 第3条 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心 身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十 分に理解できるようにすることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身 を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭 その他の関係者の連携の下に取り組まれなければならない。
- 4 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを受ける側にも 行う側にもなり得るとの認識の下、いじめを早期に発見し、及び適切かつ迅 速に対処すべきことを旨として行われなければならない。
- 5 いじめの防止等のための対策は、地域における交流が児童生徒の自己有用 感及び自己肯定感を高めることに資することに鑑み、地域における活動及び 行事がいじめの防止等に資するとの認識に立って、取り組むものとする。 (いじめの禁止及び児童生徒の心構え)
- 第4条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。
- 2 児童生徒は、自己を大切にするとともに、他者を思いやるよう努めるものとする。

(市の青務)

第5条 市は、第3条及びいじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第3条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のための対策を実施する責務を有する。

(教育委員会の責務)

第6条 志布志市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、基本理念に のっとり、市が設置する学校(以下「市立学校」という。)におけるいじめ の防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(市立学校及び市立学校の教職員の責務)

第7条 市立学校及び市立学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該市立学校に在籍する児童生徒の保護者及び地域住民並びに関係機関との連携を図りつつ、当該市立学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該市立学校に在籍する児童生徒がいじめを行い、又は受けていると思われ

るときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務)

- 第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、 規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該 児童生徒をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、市、教育委員会及び市立学校が実施するいじめの防止等のため の施策に協力するよう努めるものとする。

(地域住民の責務)

- 第9条 地域住民は、それぞれの地域において児童生徒の健全な育成を図ることができる環境づくりに努めるものとする。
- 2 地域住民は、いじめがあると思われるときは、当該いじめに関係する児童 生徒が在籍する学校又は教育委員会へ当該いじめに係る情報を提供するよう 努めるものとする。
- 3 地域住民は、市、教育委員会及び市立学校が実施するいじめの防止等のための施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 いじめ防止基本方針

(志布志市いじめ防止基本方針)

- 第10条 教育委員会は、法第12条の規定により、志布志市いじめ防止基本方針 を定めるものとする。
- 2 教育委員会は、前項の志布志市いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

- 第11条 市立学校は、法第13条の規定により、当該市立学校の実情に応じ、当該市立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針(以下この条において「学校いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。
- 2 市立学校は、学校いじめ防止基本方針を定め、又は変更しようとするときは、当該市立学校に在籍する児童生徒、その保護者その他の関係者の意見を 聴く機会を設けるものとする。
- 3 市立学校は、学校いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、これ を当該市立学校の全ての教職員、当該市立学校に在籍する児童生徒、その保 護者その他の関係者に周知するものとする。

第3章 いじめの防止等のための対策

第1節 いじめの防止

(市立学校におけるいじめの防止)

- 第12条 教育委員会及び市立学校は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、 心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏 まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなけれ ばならない。
- 2 市立学校は、当該市立学校におけるいじめを防止するため、当該市立学校 に在籍する児童生徒及びその保護者に対するいじめの防止等に関する理解を 深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市立学校は、当該市立学校に在籍する特に配慮が必要な児童生徒について、 当該児童生徒の保護者との連携の下、必要に応じて関係機関と連携を図りつ つ、いじめの防止等のための対策を講ずるものとする。
- 4 市立学校の教職員は、当該市立学校の教育活動その他の活動を通じて、当 該市立学校に在籍する児童生徒の自己有用感及び自己肯定感を高めるよう配 慮するものとする。
- 5 市立学校の教職員は、当該市立学校に在籍する児童生徒に対し、体罰を加 え、及び不適切な指導(児童生徒の人間性又は人格の尊厳を損ね、又は否定 する言動を伴う指導をいう。)を行ってはならない。

(いじめの防止等のための教職員の資質の向上等)

- 第13条 市立学校は、当該市立学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を講ずるものとする。
- 2 教育委員会は、市立学校が前項の措置を講ずることができるよう、いじめ の防止等のための対策に関する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支 援を行うものとする。

(市立学校におけるいじめ防止等のための対策に関する組織)

- 第14条 市立学校は、当該市立学校におけるいじめの防止等のための対策を実 効的に行うため、当該市立学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門 的な知識を有する者その他の関係者により構成される組織を置くものとする。 (保護者等におけるいじめの防止)
- 第15条 児童生徒の保護者、兄弟姉妹その他の親族及び同居人(次項において「保護者等」という。)は、当該児童生徒に対し、虐待(児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に掲げる行為をいう。)をしてはならない。
- 2 保護者等は、その言動が当該児童生徒の心身に与える影響に配慮し、当該 児童生徒の心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
- 第16条 保護者は、その保護する児童生徒を地域における活動及び行事に参加

させるよう努めるものとする。

- 2 保護者は、地域における活動及び行事に協力するよう努めるものとする。 (地域住民におけるいじめの防止)
- 第17条 地域住民は、その地域における活動及び行事を通じて、その地域に居住する児童生徒との交流に努めるものとする。

(啓発活動)

第18条 市は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止すること の重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について、必要な広報その 他の啓発活動を行うものとする。

第2節 いじめの早期発見

- 第19条 市立学校は、当該市立学校におけるいじめを早期に発見し、適切かつ 迅速に対処するため、当該市立学校に在籍する児童生徒に対するいじめに関 する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市立学校は、当該市立学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該 市立学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するも のとする。
- 3 市長及び教育委員会は、市立学校が前項の体制を整備することができるよう、専門的な知識を有する教職員の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3節 いじめへの対処

(いじめに対する措置)

- 第20条 児童生徒若しくはその保護者からいじめに係る相談を受けた者又はいじめを行い、若しくは受けていると思われる児童生徒を把握した者は、速やかに、当該児童生徒が在籍する学校に直接又は教育委員会を経由して情報を提供するよう努めるものとする。
- 2 市立学校は、前項の規定による情報の提供があったときその他当該市立学校に在籍する児童生徒がいじめを行い、又は受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。
- 3 市立学校は、当該市立学校においていじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該市立学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を組織的かつ継続的に行うものとする。
- 4 市立学校は、第2項の措置又は前項の支援、指導若しくは助言に当たって

- は、当該いじめの事案に関係する児童生徒及びその保護者との共通の理解の 下に行われるよう配慮するものとする。
- 5 教育委員会は、第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当 該市立学校に対し、必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを 指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。 (校長及び教員による懲戒)
- 第21条 市立学校の校長及び教員は、当該市立学校に在籍する児童生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定により、適切に、当該児童生徒に対して懲戒を加えることができる。

(出席停止その他の措置)

第22条 教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定により児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を速やかに講ずるものとする。

第4章 重大事態への対処

- 第23条 市立学校に在籍する児童生徒に法第28条第1項に規定する重大事態 (以下「重大事態」という。)が発生したときは、市長、教育委員会及び当 該市立学校は、当該重大事態に係るいじめを受けた児童生徒の生命、心身及 び財産の保護を最も優先して対処しなければならない。
- 2 市長、教育委員会及び市立学校は、重大事態への対処及びその公表に当たっては、当該重大事態に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向に配慮しなければならない。

第5章 情報の提供

- 第24条 市長及び教育委員会は、市立学校以外の学校に在籍する児童生徒に係るいじめの情報の提供を受けたときは、次の各号に掲げる当該児童生徒が在籍する学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に当該情報を提供するものとする。
 - (1) 鹿児島県が設置する学校 鹿児島県教育委員会
 - (2) 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置する学校(鹿児島県知事が所轄する学校に限る。) 鹿児島県知事

第6章 総合教育会議における協議

第25条 市長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第1項の総合教育会議において、必要に応じ、いじめの防止等のための対策に関する協議を行うものとする。

第7章 附属機関

第1節 志布志市いじめ問題対策連絡協議会

(設置)

第26条 法第14条第1項の規定に基づき、志布志市いじめ問題対策連絡協議会 (以下「連絡協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第27条 連絡協議会は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

(組織)

- 第28条 連絡協議会は、委員12人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。
 - (1) 自治会に属する者
 - (2) 市立学校に在籍する児童生徒の保護者
 - (3) 学校教育の関係者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 教育委員会事務局の職員
 - (6) その他教育委員会が必要と認める者 (委員の任期)
- 第29条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第30条 連絡協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第31条 連絡協議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、 その意見を聴くことができる。

(庶務)

第32条 連絡協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

第2節 志布志市いじめ問題専門委員会

(設置)

第33条 法第14条第3項の規定に基づき、志布志市いじめ問題専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第34条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

- 第35条 専門委員会は、委員5人以内で組織する。
- 2 委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識及び経験を有す る者のうちから教育委員会が委嘱する。

(会議)

- 第36条 専門委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員 長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第37条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職 を退いた後も、同様とする。

(準用)

第38条 第29条、第30条及び第32条の規定は、専門委員会について準用する。 この場合において、第30条中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第1項 及び第3項中「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとする。

第3節 志布志市いじめ問題調査委員会

(設置)

第39条 法第30条第2項の規定に基づき、志布志市いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第40条 調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議する。

(組織)

第41条 調査委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識及び経験を有す る者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(準用)

第42条 第30条、第32条、第36条及び第37条の規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第30条中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第1項及び第3項中「副会長」とあるのは「副委員長」と、第32条中「教育委員会学校教育課」とあるのは「総務課」と読み替えるものとする。

第8章 雑則

(委任)

第43条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 (志布志市いじめ問題対策連絡協議会等条例の廃止)
- 2 志布志市いじめ問題対策連絡協議会等条例(平成27年志布志市条例第12号)は、廃止する。

(志布志市いじめ問題対策連絡協議会に関する経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の志布志市いじめ問題対策連絡協議会等条例(以下「旧条例」という。)第2条の規定により置かれた志布志市いじめ問題対策連絡協議会(以下「旧連絡協議会」という。)は、第26条の規定により置かれた連絡協議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この条例の施行の際現に旧連絡協議会の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第28条第2項の規定により連絡協議会の委員として任命され、又は委嘱されたものとみなす。この場合において、その任命され、又は委嘱されたものとみなされる者の任期は、第29条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧連絡協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 5 この条例の施行後最初に委嘱される第28条第2項第1号及び第2号の委員 の任期は、第29条第1項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。
- 6 この条例の施行の際現に旧連絡協議会の会長又は副会長である者は、それ ぞれ施行日に、第30条第1項の規定により連絡協議会の会長又は副会長とし て定められたものとみなす。

(志布志市いじめ問題専門委員会に関する経過措置)

7 旧条例第9条の規定により置かれた志布志市いじめ問題専門委員会(以下

「旧専門委員会」という。)は、第33条の規定により置かれた専門委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 8 この条例の施行の際現に旧専門委員会の委員である者は、施行日に、第35 条第2項の規定により専門委員会の委員として委嘱されたものとみなす。こ の場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第38条にお いて準用する第29条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧専門委員 会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 9 この条例の施行の際現に旧専門委員会の委員長又は副委員長である者は、 それぞれ施行日に、第38条において準用する第30条第1項の規定により専門 委員会の委員長又は副委員長として定められたものとみなす。
- 10 施行日の前日までに旧専門委員会にされた諮問でこの条例の施行の際当該 諮問に対する答申がなされていないものは専門委員会にされた諮問とみなし、 当該諮問について旧専門委員会がした調査審議の手続は専門委員会がした調 査審議の手続とみなす。

(志布志市いじめ問題調査委員会に関する経過措置)

- 11 旧条例第15条の規定により置かれた志布志市いじめ問題調査委員会(以下 「旧調査委員会」という。)は、第39条の規定により置かれた調査委員会と なり、同一性をもって存続するものとする。
- 12 この条例の施行の際現に旧調査委員会の委員である者は、施行日に、第41 条第2項の規定により調査委員会の委員として委嘱されたものとみなす。
- 13 この条例の施行の際現に旧調査委員会の委員長又は副委員長である者は、 それぞれ施行日に、第42条において準用する第30条第1項の規定により調査 委員会の委員長又は副委員長として定められたものとみなす。
- 14 施行日の前日までに旧調査委員会にされた諮問でこの条例の施行の際当該 諮問に対する答申がなされていないものは調査委員会にされた諮問とみなし、 当該諮問について旧調査委員会がした調査審議の手続は調査委員会がした調 査審議の手続とみなす。